

## ケアマネージャー紹介



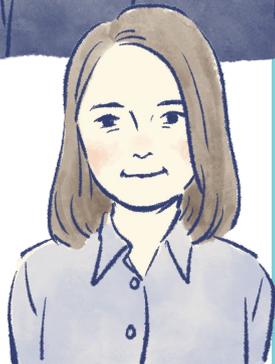
管理者  
主任介護支援専門員/社会福祉士

磯田 明子



介護支援専門員/社会福祉主事

市川 拓郎



主任介護支援専門員/介護福祉士

寺谷 奈津子

## お問い合わせ

介護のこと、ひとりで悩んでいませんか？  
まずはお電話でお気軽にご相談ください！

TEL:  
079-289-5671

FAX:  
079-289-5681

ホームページからも  
お問い合わせいただけます。  
HP : [kinari-taishi.com](http://kinari-taishi.com)

## ACCESS

〒671-1524  
兵庫県揖保郡太子町東保481-3  
コーポ太子東201

居宅介護支援事業所

# きなり



# ケアマネージャーとは？

ケアマネージャー（介護支援専門員）は、介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプランの作成やサービス事業者との調整を行う、介護保険に関するスペシャリストです。

## 介護保険サービスを受けるまで

### 1. 要介護認定の申請

介護保険を利用するには、被保険者（介護を受けたい本人）の方が要介護や要支援の認定をしてもらう必要があります。お住まいの市区町村の窓口で申請していただけます。申請は、本人のほか家族でもできます。

\*ケアマネージャーは、ご本人やご家族の方に代わって市区町村へ要介護認定の申請代行も出来ますので、お困りの際は一度お問合せ下さい。



### 2. 要介護認定の調査・審査

申請後に市区町村の職員により、聞き取り調査（認定調査）が行われます。

\*認定調査とは？

→介護が必要な方の状態や生活環境などの聞き取り、調査を行います

また、市区町村からの依頼により、かかりつけのお医者さんが心身の状況について意見書（主治医意見書）を作成します。

### 3. 結果の通知

その後、認定調査の結果や主治医意見書に基づくコンピュータによる一次判定、一次判定結果や主治医意見書に基づく介護認定審査会による二次判定を経て、市区町村が要介護度を決定します。



上記の流れで要介護認定を受けた後、介護保険の被保険者証が交付され、介護給付が受けられます。

### 4. 介護保険サービスを利用するための契約

実際の給付（サービス）を受けるためには、ケアマネージャーとの相談のうえ、ケアプランを作成する必要があります。作成にあたっては、以下の機関との契約が必要です。

【『要支援』『事業対象者』の方は】

地域包括支援センターとのご契約

【『要介護』の方は】

居宅介護支援事業所とのご契約

『きなり』は、居宅介護支援事業所です。

3名のケアマネージャーがおり、お問合せ頂いた方々に適したケアプランの作成をさせて頂いております。

## ケアマネージャーのお仕事

### アセスメント（聞き取り）



担当マネージャーがご自宅や病院に伺い、住環境の確認、また、生活のご様子や希望される暮らし方などをお聞きします。

### ケアプランの作成



### ケアプランとは・・・

どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。

### サービスの提供

以下のサービス内容がございます。

#### ①訪問型サービス

・訪問介護 ・訪問入浴介護  
・訪問看護 ・訪問リハビリテーション  
・居宅療養管理指導

#### ②通所型サービス

・通所介護  
・通所リハビリテーション

#### ③短期入所サービス

・短期入所生活介護  
・短期入所療養介護

#### ④その他のサービス

・福祉用具のレンタル、購入費の支給  
・住宅改修費の支給

### モニタリング・評価

定期的に訪問させて頂き、お話を伺います。



生活のご様子を確認し、必要時には計画の見直しを行います。